

力ギは「地域連携と人材の育成」

2020年以降を見据えた ハイパフォーマンスセンター(HPC)ネットワークの構築に向けて

白井克佳 ハイパフォーマンス戦略部開発課長、松林武生 スポーツ科学部研究員に聞く



白井克佳 ハイパフォーマンス戦略部開発課長



松林武生 スポーツ科学部研究員

中央集約型の物理的な課題

2001年のJISS開所以降、日本のオリンピックにおけるメダル獲得数は増加傾向にあります【図】。トップアスリートのトレーニング環境および、これを医・科学面から支援する体制が整備されたことが要因の一つであると考えられます。これはリオデジャネイロオリンピックにおいて、メダルを獲得した競技の90%がHPCに拠点を持つ競技であることからも明らかです。

しかし、近年では以下のような課題が顕在化してきたとハイパフォーマンス戦略部の白井開発課長は指摘しています。「夏季オリンピックに関していえば、HPCに拠点がある競技を中心に獲得メダルが増えていく一方、HPCに拠点がない競技の成績が伸び悩むなどの競技力の偏りが顕著になっています。HPCに強化拠点をもたない、例えば水辺競技や冬季競技のように物理的に制約がある競技は、地域にスポーツ庁が指定した競技別強化拠点があります。これら競技別強化拠点ではHPCのような高品質な科学サポートやケア、診療といった医・科学サポートを受けることが難しい状況にあります。

スポーツ庁発足以降、オリパラ一体といった考え方のもと、HPCを利用する競技団体、アスリートが著しく増加しました。このことにより、サポートする人材や場所、機材などのリソースの不足が問題になっています。2019年7月にはNTC拡充棟(仮称)が完成し、パラ競技を中心に、さらに多くの競技、アスリートがHPCを利用することになると事態は深刻です。

今後、地域に拠点を置くアスリートは、どこを拠点としても最適なタイミングで最善なサポートを受けることができるよう体制、環境整備が必要です。これを実現するためにHPCではハイパフォーマンスネットワークの構築を

2020年以降を見据えた事業の柱に位置づけ取り組んでいます。今後、日本の医・科学サポート体制は中央集約型からネットワーク型へと移行していくことになります」。

ネットワーク型の医・科学サポートシステムはすでに英国などで採用されています。英国のEIS(English Institute of Sport)は地方大学等と連携し、マンチェスター・バーミンガムなど国内8カ所に拠点を設け、有望選手に対してトレーニング指導者体力測定などの医・科学サポートを実施しています。オーストラリアも長らくキャンベラにあるAIS(Australian Institute of Sport)を中央拠点とした強化体制を組んでいましたが、現在、地域医・科学センターと連携したネットワーク型への移行を進めています。

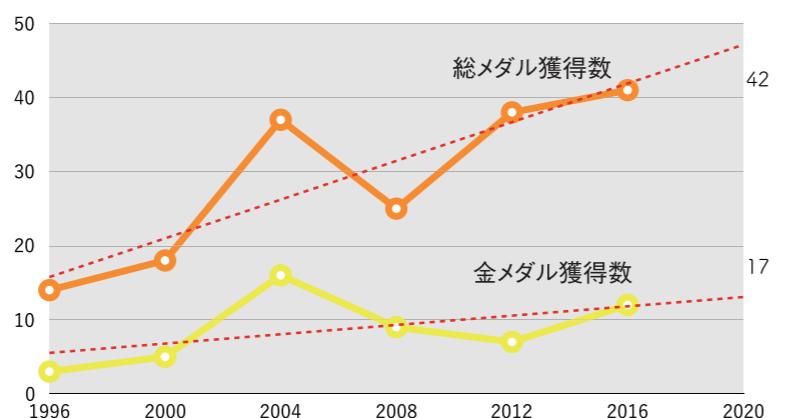
諸外国におけるネットワーク型への移行への動きと呼応するように、日本もネットワーク型の導入を開始しました。今後、地域との連携体制をより強固なものにすることにより持続的かつ発展的な体制構築を推進していく予定です。

地域の連携先として、すでにNTC競技別強化拠点に指定されている施設はもちろん、スポーツ医・科学に取り組む人材、機材などの資源を有する大学や地方自治体等の関係機関が想定されます。HPCでは2018年度からHPCネットワークを推進するための事業を開始しました。

「まずは、“トライアル”として地域の関係者を集め、研修会を実施し、続いて地域において実際にアスリートに対する体力測定を実施しました。HPCにおいて、これまでの経験の蓄積の中で“普通”的なことが、地域の大学やNTC競技別強化拠点では“新しい”と受け止められることもあります。備えられた測定機器やその使い方はもちろん、アスリートが測定で全力を發揮するための雰囲気作りなども含め、“スタンダードが異なる”ということを実感しました。これらも含め、ネットワークを構築していく上で必要なことが何かを検討しているところです」(白井課長)。

2018年度の「トライアル」は全国4地域の大学や施設で実施しました。

日本の夏季オリンピックにおける 金メダルおよびメダル獲得数の推移 Atlanta 1996 - Rio 2016



HPC機能を地域に置くために

松林武生スポーツ科学部研究員は以下のように述べています。「HPCでは現在、年間32～34競技種目を対象として、のべ1,100～1,800名のアスリートが体力測定を行っています。希望者全員を受け入れるためにはキャバシティに問題があります。また、遠隔地が拠点のアスリートにとってHPCへの移動は時間、費用の面から大きな問題となります。トップ選手の測定ですでに飽和状態であることから、ジュニアカテゴリーのアスリートへの測定までは手が回らない状態です。こういった課題の解決を目指したのが『地域での測定トライアル』です」。

「測定トライアルは、地域施設のスタッフと共にJISSスタッフも参加し、機器の準備、使用方法の確認といった基本的なことから行いました。大学関係者が携わる場合でも、実施経験の少ない測定項目も存在したので、HPCが通常行っている実施方法の共有と共通理解に努めました。データのフィードバック方法についても理解を深めてもらいました。

見えた課題はまず、HPCと地域では異なる機器を用いていること。測定に用いる機器が同じでない場合はデータを比較することも容易にはできないといった、ハード面の課題です。競技別強化拠点における所有機器を調査しているので、今後はどこの施設に行けば必要とする測定を受けることができるか、競技団体にアドバイスができるようになります。施設ごとに

に状況は異なりますが、現状を把握できたことは大きな成果です。

トライアルの1つであったスキーコンバインド選手の測定は、NTC競技別強化拠点である長野県の白馬クロスカントリー競技場と同県内の信州大学とが連携した形で実施されました。このような連携が進めば、ひとつのエリア内で様々な分野の専門家が異なる施設から集合する充実した測定が可能になるかもしれません。地域の特色を生かした体制作りを進められたらよいと思います」(同)。

また、ソフト面の課題として、測定者の養成が挙げられます。HPCと同質の測定が実施され、正確なデータ共有を展開するためには、各関係者と意識の共有も必要です。

そこでHPCでは2018年度に3度の測定研修会を実施し、のべ約150人が参加しました。「研修会では『HPCと異なる機器やプロトコルで取得したデータの取り扱いをどうすればいいのか』、『パラアスリートへの対応が難しい』、『個人情報の管理をどうするべきか』といったさまざまな疑問が投げかけられました。まずはこのような疑問を共有できる機会が生まれたこと自体に大きな意義があると受け止めています。

今後は受講者に一定の認定を付与して、各地域で活動できるようにしていきたい。医・科学センターや大学に認定者がいて、彼らが中心となり測定できる体制が確立されていくべきだと思います」(同)。

地域にある医・科学センター、大学、NTC競

技別強化拠点といった関係機関は、規模や運営形態、スタッフの数やその熟練度などが異なることを踏まながら規格等を整えていくことで、将来的には全国レベルで測定値を共有できるようになります。

「HPCで人材育成プログラムの研修を受けたスタッフに、各地域のコーディネーターとして活躍していただくという一案もあります。コーディネーターは、指導者、マネジメントのスタッフ、研究員、大学関係者など様々な方が想定されます。相当のスキルが求められることになりますが、HPCネットワークがうまく機能するためには必要な存在と考えます」(同)。

各地のコーディネーターが地元の大学や医・科学センター、NTC競技別強化拠点を往復しながら、各種サポートや、タレントの発掘・育成等に携わる体制を効率的に構築できれば、HPCと同質の支援が地域でも提供することができます。

円滑に事業を推進していくためには、運営マネジメントやフィードバックの準備、リスク管理、料金設定、人員確保など調整するべき課題は少なくありませんが、ハイパフォーマンスの面からも地域におけるスポーツ振興の面からもメリットは大きいと期待されます。

「HPCと各地域が“Win-Win”的な関係になるよう、しっかり方向づけることがわれわれに課せられています。強固な連携を築けるように準備していきたいです」(白井課長)。

トライアル実施場所／競技(参加人数)と項目

▼北翔大学(江別市)／
パラクロスカントリースキー
(2回のべ4選手)
測定項目:体脂肪率、スキーエルゴパワー、乳酸カーブ、最大酸素摂取量など

▼富山県総合体育センター
(富山市)／
スノーボード・スロープスタイル・ビッグエア(8選手)
測定項目:等速性筋力、乳酸カーブなど

▼白馬クロスカントリー競技場(白馬村)、信州大学(松本市)と連携／
スキーコンバインド(ジュニア6選手)
測定項目:負荷付き垂直跳び、シミュレーションジャンプ

▼NTC陸上トレーニング場
(東京都北区)／
陸上競技(ジュニア37選手)
測定項目:体脂肪率、最大無酸素パワー、垂直跳び、メディシンボール投げなど

クリーンでフェアなスポーツのために ～ドーピングの防止活動のさらなる進展～

スポーツ・インテグリティ・ユニット アンチ・ドーピンググループ

1 はじめに

ドーピングという言葉をニュース等で目にされたことがあるかと思います。外国の著名なテニス選手がドーピングにより資格停止となつたことや、組織的にドーピングを行っていた国があるのでないかといったことなど、ドーピングにまつわる話題が時おり世間を騒がせているところです。

いまでもなく、こういった話題はスポーツの価値を貶めかねない非常に残念なもので

のことに関し、国際的にはドーピングは組織化・巧妙化しているといわれており、ラグビーワールドカップ2019日本大会、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会といった大規模な国際競技大会の開催を控えた我が国においては、組織化・巧妙化しているといわれるドーピングに対応できるよう、ドーピングの防止活動を更に進展させていくことが望まれています。

こういった背景等があるなかで、平成30年(2018年)6月13日に「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」(以下「法」という。)が成立、同月20日に公布、同年10月1日に施行されました。

2 「スポーツにおけるドーピング」の禁止

法2条3項で「スポーツにおけるドーピング」が「禁止物質(中略)の国際競技大会等出場スポーツ選手に対する使用その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の競技に関する能力を不当に向上させると認められる行為(中略)、禁止物質の使用等の目的でこれに用いられる薬品その他の物品を所持する行為、ドーピングの検査(中略)を妨げる行為その他

の国際規約に違反する行為として文部科学省令で定める行為」と定義されています。

そのうえで、法4条1項では「国際競技大会等出場スポーツ選手は、不正の目的をもって、自己のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は他の国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、若しくは助けてはならない」と規定され、「国際競技大会等出場スポーツ選手」による行為が禁止されています。

また、法4条2項では「国際競技大会等出場スポーツ選手に対して指導又は訓練を行う者、国際競技大会等出場スポーツ選手が属するチームの業務に従事する者、国際競技大会等出場スポーツ選手に対して医療を提供する医師その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の支援を行う者は、不正の目的をもって、国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は助けてはならない」と規定され、いわゆるサポートスタッフ等による行為が禁止されています。

ここで、法4条1項及び同2項ともに「不正の目的」が要件として規定されていますので、いわゆるうっかりドーピングといった過失によるものは対象となるないと解されています。

また、現在のところ、同条に違反した場合の罰則等は定められていません。

(注:「国際競技大会等出場スポーツ選手」の定義は法2条1項で規定されています。また、これに限らず、法の規定・文言等は条文をご確認ください。)

3 ドーピング調査

このように、法では、「国際競技大会等出場スポーツ選手」及びいわゆるサポートスタッフ

等による「スポーツにおけるドーピング」が禁止されています。

また、ご存じのとおり、従前より法とは別に、民間(スポーツ界)の枠組みとして世界(日本)アンチ・ドーピング規程が存在しており、同2条において10類型のアンチ・ドーピング規則違反が定められているところです。

これらについての違反はドーピング検査のみでは捕捉することができないものが含まれており、そのような違反を特定するためには情報を収集し、分析・評価するといった活動が必要となります。

このため、JSCでは「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務」(JSC法15条1項6号)として、ドーピング調査(アンチ・ドーピング規則違反の特定に向けた情報の収集、分析及び評価活動のこと。インテリジェンス活動。)を実施しています。

また、ドーピング調査における情報収集手段のひとつとして「ドーピング通報窓口」を設置・運営し、アンチ・ドーピング規則違反行為及びその疑いのある行為について、オンライン上で皆さまからの情報を受け付けています。

JSCはドーピング調査という活動をとおして、組織化・巧妙化するドーピングに対峙し、クリーンでフェアなスポーツを守ることに貢献しています。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

